

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律新旧対照条文

目次

一	地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）（第一条関係）	1
二	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（第二条関係）	4

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （令和七年度分の交付税の総額の特例） 第四条 令和七年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額に四百億円を加算した額から第四号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための六百八十四億四千四百六十七万七千円を加算した額とする。 一〇七 略 2 略 （臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額の算定方法の特例） 第六条の二 令和七年度から令和九年度までの各年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定については、第十一条中「当該測定単位ごとの単位費用に乘じて得た額」とあるのは、「当該測定単位ごとの単位費用に乘じて得	附 則 （令和七年度分の交付税の総額の特例） 第四条 令和七年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額に二千四百億円を加算した額から第四号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための六百八十四億四千四百六十七万七千円を加算した額とする。 一〇七 略 2 略 （臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額の算定方法の特例） 第六条の二 令和七年度分及び令和八年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定については、第十一条中「当該測定単位ごとの単位費用に乘じて得た額」とあるのは、「当該測定単位ごとの単位費用に乘じて得

た額（次条第一項に規定する臨時財政対策債償還費については、当該額から、令和七年度にあつては地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第八十三号）附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額（以下この条において「令和五年度基金費の額」という。）から令和五年度基金費の額の百分の五十に相当する額を控除した額及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十一号）附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額（以下この条において「令和六年度基金費の額」という。）の百分の五十に相当する額（以下この条において「令和六年度改正法に係る令和七年度控除額」という。）の合算額を控除した額とし、令和八年度にあつては令和六年度基金費の額から令和六年改正法に係る令和七年度控除額を控除した額及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七十一号）附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額（以下この条において「令和七年度基金費の額」という。）の百分の七十五に相当する額（以下この条において「令和七年改正法に係る令和八年度控除額」という。）の合算額を控除した額とし、令和九年度にあつては令和七年度基金費の額から令和七年改正法に係る令和八年度控除額を控除した額とする。）とす

（令和七年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例）

第十一条 令和七年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条

た額（次条第一項に規定する臨時財政対策債償還費については、当該額から、令和七年度にあつては地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第八十三号）附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額（以下この条において「令和五年度基金費の額」という。）から令和五年度基金費の額の百分の五十に相当する額を控除した額及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十一号）附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額（以下この条において「令和六年度基金費の額」という。）の百分の五十に相当する額（以下この条において「令和六年度改正法に係る令和七年度控除額」という。）の合算額を控除した額とし、令和八年度にあつては令和六年度基金費の額から令和六年改正法に係る令和七年度控除額を控除した額

（令和七年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例）

第十一条 令和七年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条

の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。 以下この条において同じ。）、令和七年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条第一項の規定により令和七年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てられるための六百八十四億四千四百六十七万七千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）及び二千四百四十九億三千万千円の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額に二千二百九億三千万千円を加算した額とし、令和七年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額、令和七年度震災復興特別交付税額及び二千四百四十九億三千万千円の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額、令和七年度震災復興特別交付税額及び二百四十億円の合算額を加算した額とする。	の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。 以下この条において同じ。）及び令和七年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条第一項の規定により令和七年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てられるための六百八十四億四千四百六十七万七千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合算額を を 令和七年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び令和七年度震災復興特別交付税額 の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び令和七年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額 とする。
---	--

改正案	現行
附則 （交付税特別会計における繰入れの特例） 第十条 略 2 第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における道路交通法第二百二十八条第一項（同法第三百十条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により納付された反則金（同法第二百二十九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項の規定による仮納付に係るものを含む。以下この項及び次条において「反則金等」という。）の収入に相当する額（反則金等の収入見込額として当該年度の一般会計の歳入予算に計上された金額を限度とする。）に、当該年度の前年度以前の年度における同法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金に相当する金額、同法第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する金額、同法第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出金に相当する金額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する金額で、まだ交付税特別会計に繰り入れていない額を加算した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。 （削る）	附則 （交付税特別会計における繰入れの特例） 第十条 略 2 第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における道路交通法第二百二十八条第一項（同法第三百十条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により納付された反則金（同法第二百二十九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項の規定による仮納付に係るものを含む。以下この項及び次条第一項において「反則金等」という。）の収入に相当する額（反則金等の収入見込額として当該年度の一般会計の歳入予算に計上された金額を限度とする。）に、当該年度の前年度以前の年度における同法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金に相当する金額、同法第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する金額、同法第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出金に相当する金額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する金額で、まだ交付税特別会計に繰り入れていない額を加算した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。 3 令和七年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六

(交付税特別会計の歳入及び歳出の特例)

第十一条 略

(削る)

(削る)

十四号) 附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融资特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

(交付税特別会計の歳入及び歳出の特例)

第十一条 略

2 第二十三条の規定によるほか、前条第三項の規定により財政投融资特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れられた繰入金金は、交付税特別会計の歳入とする。

(財政投融资特別会計の繰入れ並びに歳入及び歳出の特例)

第十二条の四 附則第十条第三項に規定するもののほか、平成三十年代から

令和五年度までの間においては、地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号) 附則第四条第一項に規定する繰上償還を行おうとする旨の申出がなかったとした場合に同会計の財政融資資金勘定において生じていたと見込まれる運用利殖金に相当する額を補填するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、同会計の投資勘定から財政融資資金勘定に繰り入れることができる。

2 第五十三条第一項の規定によるほか、前項の規定による財政投融资特別会計の投資勘定から財政融資資金勘定への繰入金金は、同勘定の歳入とする。

3 第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第三項の規定による財

(自動車安全特別会計における空港整備事業等の経理等) 第二百五十九条の三 略	2 3 4 略 5 空港整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 略 ト 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)第九条、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第七十二条第一項、成田国際空港株式会社法(平成十五年法律第百二十四号)第八条若しくは附則第十二条第二項又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十四条の規定による貸付金(この勘定に所属するものに限る。)の償還金 チ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 略 二 略 6 7 8 9 略
(自動車安全特別会計における空港整備事業等の経理等) 第二百五十九条の三 略	2 3 4 略 5 空港整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 略 ト 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)第九条、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第七十二条第一項、成田国際空港株式会社法(平成十五年法律第百二十四号)第八条若しくは附則第十二条第二項又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十四条の規定による貸付金(この勘定に所属するものに限る。)の償還金 チ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 略 二 略 6 7 8 9 略